

## JR難駅前広場（南北）概略設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおける質問回答

※同内容の質問については集約・削除し、回答しています。

番号	資料	ページ	対象項目	質問内容	回答
1	実施要領	p1	2(3)事業規模(契約上限額)について	事業規模(契約上限額)として記されている21,000千円は駅前広場の整備事業ではなく、我々が委託を受ける業務に対する対価としての費用上限という認識で良いでしょうか。	ご記載の認識の通り、本業務の委託契約額の上限です。 なお、本回答に合わせて実施要領の表現を「業務規模（契約上限額）」と修正しました。
2	実施要領	p4	6(4)企画提案書の提出	見積書は施工業者見積ではなく設計者見積で宜しいでしょうか。	本業務にかかる見積価格となりますので、業務見積価格としてください。したがって21,000千円(消費税込み)が上限となります。 なお、本回答に合わせて実施要領の表現を「本業務にかかる見積書及びその内訳」に修正しました。
3	実施要領	p7	8 選定に関する事項	見積価格は工事に関わる価格のみでよろしいでしょうか。	本評価項目の意図は本業務にかかる見積価格となりますので、業務見積価格としてください。したがって21,000千円(消費税込み)が上限となります。 なお、本回答に合わせて実施要領の表現を「本業務にかかる見積価格」と修正しました。
4	実施要項	p3	4 応募資格	「(6)過去10年以内の業務実績」について以下のものは実績として認められるか。 ① 駅前広場におけるデザイン監修業務 ② 建物の外構を広場として設計した例	①認められます。 ②単純な外構ではなく、例えば公開空地のように公共的に開かれた空間(誰もが自由に出入りできる空間)として計画されたものであれば、認められます。
5	実施要項	p3	4 応募資格	「過去10年以内に広場、公園等の公共的空間のデザインの業務実績を有する」とのことですが、前職での担当業務実績でも良いでしょうか。	幅広く本公募に参加いただくため、前職での担当実績を業務実績と認めるよう実施要領を修正いたします。ただし、評価項目「実施体制：事業者の業務実績」においては、あくまで事業者（企業）としての業務実績により評価いたします。
6	実施要領	p3	4 応募資格	「広場、公園等の公共的空間のデザインの業務実績」とは大型商業施設の屋外広場およびイベントスペースの設計業務を含みますでしょうか。 また、前職での実績でも宜しいでしょうか。	公共的空間として利用されているのであれば、実績として認められます。 前職での実績の取り扱いについては、【回答番号5】をご参照ください。
7	実施要項	p3	4 応募資格	こちらの実績について、技術者実績として記載することは可能でしょうか。	応募資格となる業務実績を、技術者実績として記載することは可能です。

## JR灘駅前広場（南北）概略設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおける質問回答

※同内容の質問については集約・削除し、回答しています。

番号	資料	ページ	対象項目	質問内容	回答
8	提出様式	様式4	業務実績	「※グループを構成して参加する場合は、事業者ごとに作成すること。」とありますが、業務内容と同種・類似に該当する業務実績がない事業者については建築などその他の関連業務の実績を記入しても良いでしょうか。	質問にご記載いただいたような、本業務を受託するにあたってアピールできる業務実績を記載してください。
9	提出様式	様式4 様式5	業務実績 技術者の経歴等	様式5欄外に、「同種業務とは、空間として高度なデザイン性を必要とする広場や街路の設計、ストリートファニチャーのデザインに係る業務」「類似業務とは、魅力的な駅前空間の実現につながる公共的空間の設計」とあります。 この同種業務・類似業務は民間発注、行政機関発注を問わないのでしょうか？	民間発注、行政機関発注を問いません。ただし、行政機関発注の実績がある場合は、最低でも1つは行政機関発注の実績を記入してください。
10	共通仕様書	第9条3項	管理技術者	管理技術者の保有資格として一級建築士（のみ）は認められますか？	一級建築士は管理技術者(及び照査技術者)として認められます。なお、本回答に合わせて特記仕様書6. 技術者の項目を修正しました。
11	共通仕様書	第9条3項 第10条2項	管理技術者	管理技術者、照査技術者をご指定の資格を保有しない場合でも、「同等の能力と経験」がある場合は認められますか？	指定の資格を有しない場合でも、その他の業務関連資格の有無や実務経験年数、担当業務実績などを踏まえ、同等の能力と経験を有すると認められる場合は管理技術者、照査技術者としての従事が可能です。
12	実施要領	p3	4 応募資格	グループで応募する場合、管理技術者がグループの代表者ではない（別会社）場合も認められますか？	管理技術者は契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うもの(共通仕様書第2条5)であり、本市監督員との協議等の責任を負うものであることから、グループでの応募の場合は、グループの代表者から管理技術者を選任してください。
13	実施要領	p1	2 業務内容に関する事項 (5)	本計画において全体工事費の想定があればご教授下さい。	改修の内容にもよりますが、工事費総額（諸経費込み）は約200,000千円を上限と想定しています。ただし、予算に関しての議会の承認を得られることが条件となります。
14	実施要領	p5	7 提案に当たっての条件	対象地の駅前広場は一般交通施設としての扱いになりますか？その場合、車道/駐車場/乗降場等必要な道路交通機能を除く広場空間は、都市公園として扱い提案することは可能でしょうか？	当該区域は道路法上の道路区域とJR所有地に区分されます。 また全区域が都市計画道路として都市計画決定されていますが、本業務において都市計画の変更は予定しておらず、都市公園として扱うことはできません。 なお、JR所有地においてはJRとの協議が必要となります。

## JR灘駅前広場（南北）概略設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおける質問回答

※同内容の質問については集約・削除し、回答しています。

番号	資料	ページ	対象項目	質問内容	回答
15	実施要領	p5	7 提案に当たっての条件	広場空間では賑わいの創出のため、カフェ等常設の便益施設、または仮設店舗等による商業活動は可能でしょうか？ 合わせて、文化活動としてイベント等の開催も可能でしょうか？	当該区域は道路法上の道路区域とJR所有地に区分されるため、店舗等を設けるような商業活動については制限されています。 また文化活動としてのイベント等の開催においても、道路交通法第77条に基づく、道路使用許可が必要となります。 なお、JR所有地においてはJRとの協議が必要となります。 参考：灘区総合芸術祭（神戸市HP 記者資料提供） <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/shise/press/press_back/2019/press_201910/20191001201901.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/shise/press/press_back/2019/press_201910/20191001201901.html</a>
16	実施要領	p6	7 提案にあたっての条件 (6)イ	夏季の異常高温対策として小規模な建築物を計画することは可能ですか？ また、可能な場合面積などの条件があればご教授下さい。	当該区域は道路法上の道路区域とJR所有地に区分され、全域が都市計画道路として、都市計画決定されています。 道路区域において建築物を設置する場合には道路法第2条第2項に定める道路の附属物（例：自転車駐車場、ベンチ又はその上屋）に該当し、かつ建築基準法第44条の規定に基づく特定行政庁の許可等が得られた場合において建築可能です。 以上の要件をご認識いただいた上で、ご質問にあるような意図で小規模な建築物をご提案いただくことは可能です。 なお規模については一定の上限等は設けず、整備コスト及び道路附属物と認められる構造物であるかどうかを踏まえ、総合的に判断いたします。 また、JR所有地においてはJRとの協議が必要となります。
17	実施要領	p5	7 提案にあたっての条件(4)	(4) の設備概要のラックは2段ラック等でも宜しいでしょうか。	利用者の利便性に資するため、2段ラックは不可とします。
18	実施要領	p6	7 提案に当たっての条件(6)	その他提案にあたって考慮すべき要素(ア)に、既存樹木に関する記述がありますが、提供されるCADデータには既存樹木のプロット図も含まれますでしょうか？	植栽枠の大まかなプロットは記載していますが、樹種や植栽帯内樹木の記載はありません。参加表明書受付後の提供参考資料として、高木概略位置図(樹種記載、PDF形式)を提供します。
19	実施要領	p6	7 提案にあたっての条件(5)	(5) 既存物件の取り扱いの(南側)①における、「南側駅前広場から移設する。(再配置は不要)」とはモニュメント3は撤去するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。本市にて事業区域外に移設予定です。

## JR灘駅前広場（南北）概略設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおける質問回答

※同内容の質問については集約・削除し、回答しています。

番号	資料	ページ	対象項目	質問内容	回答
20	実施要領	p7	8 選定に関する事項 (2)	プレゼンテーションによる選定を実施する場合、プレゼンテーションの出席者の要件（資格要件、人数）、審査項目、持ち時間、委員の方からのヒアリングの有無をご教示ください。	出席者：応募事業者(グループ含む)に所属する者、最大5名程度を想定しています。 審査項目：実施要領p7 8(1)選定基準の通り 持ち時間：プレゼンテーション15～20分を想定 ヒアリング：質疑応答15～20分を想定
21	特記仕様書	p 2	7関係仕様書及び準拠すべき図書	関係仕様書及び準拠すべき図書は配布いただけるのでしょうか。	神戸市が定めた仕様書・図書については業務契約後、要求に応じて提供しますが、その他国の基準や書籍については事務局からは提供いたしませんので、各自手配ください。
22	特記仕様書	p3	8(4)地域意見収集	地域意見の収集について、ワークショップ等を実施する場合の開催時期、回数、参加者等の想定がございましたら、ご教示ください。	ワークショップは秋～冬ごろの開催を想定しています。新型コロナウイルスの影響を踏まえ、開催回数や参加人数、実施方法については、受託者からの提案に基づき、本市との協議により定めるものとします。また、参加者については自治会等の地域団体・住民をはじめ、周辺の企業や学校等の駅利用者を想定しており、受託者と本市との協議により定めるものとします。
23	特記仕様書	p3	8(4)地域意見収集	ワークショップの方法は任意でしょうか。	ワークショップの方法については受託者からの提案に基づき、本市との協議により定めるものとします。なお、実施時期は秋～冬ごろ、参加者は自治会等の地域団体・住民をはじめ、周辺の企業や学校等の駅利用者を想定しており、こちらも受託者と本市との協議により定めるものとします。ただし、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、開催回数や参加人数、実施方法について十分な検討が必要と考えています。
24	提出様式	様式5	技術者の経歴等 ⑫自由アピール欄	⑫の自由アピール欄に「自由に記載してください。」とありますが、竣工物件の写真など、画像を載せても問題ないでしょうか。	写真の掲載は可能ですが、写真のみではなく、どのように写真の事業に関わったか、その事業の経験から、本業務に生かせる点と考えるポイント等を文書で記載してください。